

京都市営地下鉄移動等円滑化取組計画書（令和元年度）

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が改正され、公共交通事業者等に対し、毎年度バリアフリーに関する取組計画を策定すること等が義務付けられたことを受け、この度、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019年度～2028年度）」に掲げたバリアフリーの取組を集約し、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化取組計画書」として取りまとめましたので、公表いたします。

**I 現状の課題及び中期的な対応方針**

京都市営地下鉄では、これまでからバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や、移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）などに基づき、積極的に旅客施設及び車両のバリアフリー化に取り組んでまいりました。

これにより、現時点（令和元年12月末現在）で、全ての旅客施設及び車両が移動等円滑化基準を満たしております。

ハード・ソフト両面での更なるバリアフリー化の推進に向け、バリアフリー法において努力義務とされている事項について、令和元年度から10年間の経営の基本的な方針等を取りまとめた「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」に基づき、以下の方針の下、取組を進めてまいります。

**（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項**

**① 駅のホームドア及び可動式ホーム柵**

**【現状】**

駅のホームにおける転落防止策として、東西線では開業時から全17駅にホームドアを設置しており、烏丸線では全15駅中3駅に可動式ホーム柵を設置している。（令和元年12月末現在）

**【今後の対応方針】**

可動式ホーム柵未設置の12駅への設置に向けた具体的な計画を、令和元年度中に策定する。そのうち1駅（北大路駅）については、令和4年度中の供用開始を目指した取組を進める。

**② 駅ホームの内方線付点状ブロックのJIS規格対応**

**【現状】**

烏丸線の可動式ホーム柵未設置の12駅においては、全てのホームに転落防止策として内方線付点状ブロックを敷設しているものの、JIS規格に合致していない。（点状突起の数 現状：6×6 JIS規格：5×5）

**【今後の対応方針】**

可動式ホーム柵を設置する際には、既設の内方線付点状ブロックをJIS規格に対応したブロックに更新する。

### ③ 駅の視覚障害者用誘導ブロックの JIS 規格対応

#### 【現状】

ブロックの形状等について視覚障害者団体とも協議の上、全駅に視覚障害者用誘導ブロックを敷設しているものの、全てのブロックが JIS 規格（平成 13 年規格化）に対応している駅は全 31 駅中 4 駅である。

（点状突起の数 現状：6×6 JIS 規格：5×5）

（線状突起の形状 現状：小判型 JIS 規格：棒状型）

#### 【今後の対応】

駅の大規模改修の機会を捉え、順次 JIS 規格に対応した視覚障害者用誘導ブロックに更新する。

### ④ 駅の旅客用トイレ

#### 【現状】

駅の旅客用トイレでは、車椅子利用者用便房を全 31 駅に、オストメイト対応設備を全 31 駅中 20 駅に設置している。（令和元年 12 月末現在）

#### 【今後の対応方針】

令和 2 年度までに 4 駅のトイレにオストメイト対応設備を設置する。残る 7 駅については、老朽化に伴うトイレの改修にあわせて順次オストメイト対応設備を設置する。

### ⑤ 駅のエスカレーター

#### 【現状】

全 31 駅に計 110 基のエスカレーターを設置しており、そのうち 9 駅 29 基のエスカレーターに、行先及び昇降方向を知らせる音声案内設備を搭載している。（令和元年 12 月末現在）

#### 【今後の対応方針】

令和元年度中に更に 1 駅 2 基のエスカレーターに、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて 7 駅 15 基のエスカレーターに、それぞれ音声案内設備を搭載する。残る駅については老朽化に伴う更新にあわせて順次エスカレーターに音声案内設備を搭載する。

### ⑥ 車両の車内案内表示装置

#### 【現状】

車両の車内には、次の停車駅等を文字情報により提供する車内案内表示装置を、東西線全 17 編成及び烏丸線全 20 編成中 10 編成に設置している。

（令和元年 12 月末現在）

#### 【今後の対応方針】

令和元年度中に更に烏丸線車両 1 編成に設置する。また、車両更新に着手している烏丸線の 9 編成については、令和 7 年度までの車両更新にあわせて順次導入する。

## ⑦ 駅ホームと車両の段差解消

### 【現状】

駅のホームと車両の乗降口の段差については、烏丸線で最大 8 c m ～ 1 0 c m 程度、東西線で最大 5 c m 程度である。

### 【今後の対応方針】

烏丸線においては、令和 7 年度までに老朽化した 9 編成の車両を更新する際、できるだけ駅ホームと車両の段差をなくした車両を導入する予定である。

## ⑧ 駅のエレベーター

### 【現状】

駅のエレベーターは、全ての駅においてバリアフリー基準に適合している。

また、全 3 1 駅中 6 駅のエレベーターに文字案内表示装置や聴覚に障害のある方に対応可能な非常ボタンを導入している。(令和元年 1 2 月末現在)

### 【今後の対応方針】

令和 3 年度までに、更に 4 駅のエレベーターについて、文字案内表示装置や聴覚に障害のある方に対応可能な非常ボタンを導入する。

## (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

### ① 旅客支援

#### 【現状】

- ・ 駅係員が、目の不自由な方や車いす利用者に対して積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にもご希望に応じた移動の補助等を行っている。
- ・ 聴覚に障害のある方への支援として、全駅に筆談具及びタブレット端末を配備するとともに、全ての無人改札口に筆談対応可能な多機能インターホンを設置している。
- ・ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」として認定された駅係員を、順次各駅に配置している。(令和元年 1 2 月末現在 1 0 5 名)

#### 【今後の対応方針】

- ・ 令和 2 年度中に、全 3 1 駅中主要 1 4 駅に「交通サポートマネージャー」として認定された駅係員を配置する。

### ② 情報提供

#### 【現状】

- ・ 駅及び車両では、案内板、標識、音声案内及び筆談器具を用いたコミュニケーション等の多様な手段によって、駅及び車両のバリアフリー情報、運行情報並びに緊急時の情報等を提供している。
- ・ 駅及び車両における情報提供以外にも、ウェブサイト（スマートフォン用ウェブサイトを含む）、パンフレット、電話による問い合わせ対応等により、高齢の方や障害のある方にも御利用いただきやすい情報提供に努めている。

- ・ 視覚情報について、案内サイン等においては、可能な限り大きな文字又は適切な色の組み合わせや書体の使用に配慮するとともにピクトグラム（図記号）を付設している。
- ・ 聴覚情報について、ホームにおける列車接近時の警告音を上下線で異なる音色にするなど、分かりやすい情報提供に努めている。

#### 【今後の対応方針】

- ・ 案内サインに用いているピクトグラム（図記号）のうち JIS 規格に対応していないものを、令和元年度に、JIS 規格のものに更新する。
- ・ 現在、東西線全駅のホーム階及びコンコース階並びに烏丸線全駅のホーム階に設置している、車両の行先や接近状況を文字情報で提供する行先案内表示装置を、令和 5 年度までに、烏丸線全駅のコンコース階に増設する。
- ・ 車両更新に着手している烏丸線の 9 編成を除く全ての車両の車内案内表示装置を、令和 2 年度までに、視認性の高いフルカラー液晶へ更新する。  
また、車両更新に着手している烏丸線の 9 編成については、令和 7 年度までの車両更新にあわせて、順次フルカラー液晶を搭載した車両を導入する。
- ・ 情報提供の充実に向け、地下鉄や地下鉄と接続している他社線の運行情報や、マナー啓発、各種イベント情報等を表示する「運行情報お知らせモニター」を、新たに令和 5 年度までに、全駅の改札口付近に設置する。

### ③ 教育訓練

#### 【現状】

- ・ 新規採用駅職員研修時に障害のある方を講師として研修を実施するとともに、毎年、全ての駅職員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等の多様なニーズ及び特性を理解し、適切に対応できるよう、人権に関する知識を深める研修を実施している。
- ・ 高齢の方や障害のある方がより安心して御利用いただけるよう、平成 30 年度から、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を養成している。（令和元年 12 月末現在 105 名）
- ・ 障害のある方の特性などを踏まえた「お客様接遇マニュアル」を作成し、全ての乗務員及び駅係員に周知している。

#### 【今後の対応方針】

- ・ 新規採用駅職員等への研修等を継続して実施するとともに、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を平成 30 年度から令和 2 年度までの間に合計約 155 人養成する。

## Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等           | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                                                                                                     |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 烏丸線の可動式ホーム柵未設置の駅         | 可動式ホーム柵の全駅設置に向けた具体的な計画を策定する。<br>(令和元年度)                                                                                                          |
| トイレへのオストメイト対応設備未設置の駅     | 以下の駅トイレの老朽化に伴う全面改修にあわせ, オストメイト対応設備を設置する。<br>・九条駅, くいな橋駅 (令和元年度)                                                                                  |
| エスカレーターへの音声案内設備未設置の駅     | 以下の駅のエスカレーターの老朽化に伴う更新にあわせて, 行先及び昇降方向を知らせる音声案内設備を設置する。(令和元年度)<br>・北大路駅 (3基: ホーム～コンコース)<br>【12月末時点で1基設置済】<br>・鞍馬口駅 (1基: ホーム～コンコース)<br>【12月末時点で設置済】 |
| 車内案内表示装置未設置の車両           | 烏丸線車両3編成へ車内案内表示装置を設置する。<br>(令和元年度)【12月末時点で2編成に設置済】                                                                                               |
| 駅のホームと車両の乗降口に段差を有する駅及び車両 | 駅のホームと車両の乗降口の段差をできるだけなくした車両 (9編成) の導入に向けた実施設計を行う。(令和元年度)                                                                                         |

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策                        | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                                                                      |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動の支援, 声掛け及び誘導案内           | 駅係員が, 目の不自由な方や車いす利用者などに対して積極的に支援のお声かけをするとともに, それ以外の方々にもご希望に応じた移動の補助等を行う。<br>(令和元年度)                               |
| 障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置 | 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ, 「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに50人配置する。(令和元年度)【実施済】 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策             | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                                                                                            |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駅案内サインの更新       | 高齢の方や障害のある方をはじめ全ての方が視覚で簡易かつ正確に情報を得られるよう、全駅の案内サインに用いているピクトグラム（絵記号）を、JIS規格のピクトグラムに更新する。<br>(令和元年度)                                        |
| 車内案内表示装置の新設及び更新 | 視覚情報の充実に向け、新たに、烏丸線車両3編成へ車内案内表示装置を設置するとともに、東西線車両4編成の車内案内表示装置を更新する。新設及び更新にあたっては、視認性向上のためフルカラー液晶を用いる。(令和元年度)<br>【12月末時点で烏丸線2編成、東西線3編成で実施済】 |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策                        | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                                                                     |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の養成 | 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに50人養成する。(令和元年度)【実施済】 |
| 新規採用駅係員への研修                | 新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和元年度)                                                                      |
| 接遇研修の実施                    | 全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和元年度)【実施済】                                  |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者団体や他の鉄道事業者と共同で、視覚に障害のある方に対する声掛け等をお願いする共同啓発活動を実施する。(令和元年度)<br/>【12月末時点で4回実施済】</li> <li>ウェブサイトや電話などで寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用する。(令和元年度)</li> <li>障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議する。(令和元年度)</li> <li>ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課としてバリアフリーの取組を推進する。</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**Ⅳ 前年度計画書からの変更内容**

| 対象となる旅客施設<br>及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|------------------------|---------|-----|
|                        |         |     |

**Ⅴ その他計画に関連する事項**

|                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|
| 中期的な対応方針に記載した事項については、令和元年度から10年間の経営の基本方針を定めた「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」に位置づけられている。 |
|--------------------------------------------------------------------------------|

- 注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。